

一般処方名加算に係る掲示

厚生労働省ではジェネリック医薬品の使用促進を図るため、一般名処方を推進しています。銘柄処方は、使用できる医薬品が限定されますが、一般名処方であれば、どのメーカーのジェネリック医薬品でも使用する事ができます。

当院も一般名処方の推進につとめています。一般名処方にすることは医薬品の供給が不安定な中であっても、必要とする患者様に安定的に医薬品を供給するための方策の一つと考えています。

また、令和6年10月より外来診療において医療上の必要性があると認められない場合に患者さんの希望を踏まえ長期収載品を処方等した場合は後発医薬品との差額の一部が選定療費として、患者様の自己負担となります。選定療養は、保険給付ではないため消費税が別途かかります。

ご不明な点は十分にご説明いたしますので、お気軽にご相談下さい。



鶴川さくら病院 院長 富 正哉